特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税・配送料込み)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和6年 (2024年) **12**月 **2** R

No. 16275 1部377円 (税込み)

発 行 所

一般社団法人 発明推 進 協 会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虚ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001 [電話]03-3502-5493

発明推進協会ウェブサイト https://www.jiii.or.jp

B 次

☆ラテンアメリカにおける商標保護 (3) … (1)

☆オンライン知的財産セミナー (事業に資する知財戦略・知財活動、知財の獲得・活用)(8)

ラテンアメリカにおける商票保護(3)

オハム・ブルリッチ・フランツバウム法律事務所(Oiam Bullrich Flanzbaum)

弁護士 ラケル・フランツバウム (Raquel Flanzbaum)

訳者:高橋雄一郎法律事務所/高橋林アンドパートナーズ

弁理士 望月尚子

はじめに

第1回では、ラテンアメリカにおける商標の保 護の観点で考慮しなければならない、3つの主要な 経済ブロックと、この地域における2つの共通基準、 すなわちアンデス共同体に属する決定486とメルコ スールの知的財産に関する協定について述べ、第2 回ではマドリッド協定議定書との関係でブラジル、 ペルー、アルゼンチンなどの状況を概観し、ラテン

アメリカの基本理念について述べた。

第3回では、第1回及び第2回で述べた事項を念 頭におき、ラテンアメリカにおける商標の保護を検 討するにあたり考慮すべき事項をよくある質問と回 答という形式で述べる。

なお、メルコスールのメンバーはアルゼンチン、 ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、チリ、コロン ビア、エクアドル、ペルー、スリナム、ガイアナに

